



熊本県公報

号外 第 43 号
平成 20 年 10 月 3 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 条 例**
- 熊本市及び下益城郡富合町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例…………… (財政課) 1
 - 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例…………… () 2
- 登 載 依 頼**
- 熊本県議会会議規則の一部を改正する規則…………… (議会事務局) 2

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ **熊本市及び下益城郡富合町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例**
- 1 平成 20 年 10 月 6 日下益城郡富合町を廃しその区域を熊本市に編入することに伴う熊本市及び下益城郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 21 条第 1 項の規定により、平成 19 年 4 月 8 日に行われた一般選挙により選挙された熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。こととした。
 - 2 この条例は、平成 20 年 10 月 6 日から施行することとした。
 - 3 この条例の施行の日後初めて熊本県議会議員の一般選挙が行われる日までに、県内の市町村の合併の状況を考慮し、必要があると認めるときは、この条例の改正等の措置を講ずるものとする。こととした。
- ◇ **熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例**
- 1 議員が、地方自治法第 100 条第 12 項に規定する会議規則の定めるところにより設けられる議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席した際の費用弁償規定を整備することとした。（第 9 条第 1 項関係）
 - 2 その他規定を整備することとした。（別表第 2 関係）
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本市及び下益城郡富合町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成 20 年 10 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 61 号

熊本市及び下益城郡富合町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成 20 年 10 月 6 日下益城郡富合町を廃しその区域を熊本市に編入することに伴う熊本市及び下益城郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 21 条第 1 項の規定により、平成 19 年 4 月 8 日に行われた一般選挙により選挙された熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成 20 年 10 月 6 日から施行する。
- 2 熊本県議会は、この条例の施行の日後初めて熊本県議会議員の一般選挙が行われる日までに、県内の市町村の合併の状況を考慮し、必要があると認めるときは、この条例の改正等の措置を講ずるものとする。

熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第62号

熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（昭和28年熊本県条例第11号の2）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「又は委員会に」を「、委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する会議規則の定めるところにより設けられる議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）に」に改め、「会期中について」の次に「、議員の居住する地域の区分に応じ」を加え、「又は委員会の」を「、委員会又は協議等の場の」に改める。

別表第2中「区分」を「議員の居住する地域の区分」に、「招集地に居住する者」を「熊本市（平成20年10月5日現在における熊本市の区域に限る。以下この表において同じ。）」に、「その他の地に居住する者」を「熊本市以外の市町村」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

登載依頼

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年10月3日

熊本県議会議長 村 上 寅 美

熊本県議会会議規則第1号

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則
熊本県議会会議規則（平成3年熊本県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
目次中「第15章 議員の派遣（第115条）」を

第16章 議員の派遣（第116条）の場（第115条）に、「第16章 補則（第116条）」を「第17章 補則（第117条）」に改める。

第16章中第116条を第117条とする。
第16章を第17章とする。

第115条中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、第15章中同条を第116条とする。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。
（協議又は調整を行うための場）

第115条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第115条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
全員協議会	議会活動又は議会運営に関し必要な協議又は調整を行う。	全議員	議長
熊本県議会災害対策協議会	災害の発生に際し、応急復旧対策の協議、被災地の現地調査、関係機関への要望活動等に関し協議又は調整を行う。	議長、副議長、議会運営委員会委員、常任委員長及び災害ごとに議長が指名する議員	熊本県議会災害対策協議会会長

世話人会	一般選挙後議会運営委員会が組織されるまでの間、議会の運営等に関し協議又は調整を行う。	各会派（3人以上の議員が所属するものに限る。）から選出された議員及び世話人会が必要と認めた議員	議会事務局長
熊本県政治倫理審査会	議員による政治倫理に反するおそれが生じた場合に審査を行う。	議長が指名する7人の議員	熊本県政治倫理審査会委員長（委員長及び副委員長がともにないときは議長）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。